

# 第19回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

第19期（2022年1月1日～2022年12月31日）

## ●事業報告

「会社の株式に関する事項」

「会社の新株予約権等に関する事項」

「業務の適正を確保するための体制」

「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

## ●計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

株式会社カイオム・バイオサイエンス

上記事項につきましては法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

## 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 48,423,353株（自己株式147株を除く）  
（注）発行済株式総数の増加7,642,000株は、新株予約権の行使による増加7,554,000株と、譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加88,000株であります。
- (3) 株主数 23,078名

### (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社SBI証券	1,604,021	3.31
楽天証券株式会社	1,477,900	3.05
太田 邦史	962,700	1.98
松井証券株式会社	842,100	1.73
渡邊 賢二	580,000	1.19
吉村 光司	500,000	1.03
飯作 哲男	497,000	1.02
山戸 福太郎	360,000	0.74
auカブコム証券株式会社	313,551	0.64
平田 重一	282,700	0.58

（注）上記の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式の数を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	16,000株	2名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「(4) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第16回新株予約権
発行決議日	2019年8月13日
区分	取締役および監査役
保有者数	4名
新株予約権の数	1,000個
目的となる株式の数	100,000株
目的となる株式の種類	普通株式
権利行使時1株当たりの行使価額	194円
権利行使期間	2019年8月30日から 2029年8月29日まで

- (2) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）として取締役会において決議した事項の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役・使用人は、法令・定款ならびに企業倫理を率先垂範し、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努める。
  - ② 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令および社内規程に基づき、適切に保存および管理を行う。
  - ② 取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。
- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役は、取締役会規程、組織関連規程に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。
  - ② 全社的な経営目標を定め、その達成に向けて具体策の立案および進捗管理を行う。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
現在、該当事項はありません。
- (6) 監査役を補助すべき使用人を置くことに関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて使用人を配置する。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
  - ② 監査役補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査役補助者は監査役に係る業務を優先する。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制  
当社取締役および使用人ならびに子会社の役員は、当社監査役の求めにより、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について都度報告する。
- (9) 監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に対して上記報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとし、その取扱いについて周知徹底を図る。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行に関して生じる費用については、監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続きにより会社が負担する。
- (11) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前項の基本方針に基づく内部統制の遵守とその適切な運用に努めており、当事業年度における内部統制の運用状況の概要については、以下のとおりです。

### (1) コンプライアンス体制

社は、行動規範、コンプライアンス規程に基づき、全ての役職員が法令遵守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見および未然防止を図るため、内部通報規程に基づき、通報窓口を社内に周知し、その運用を図っております。

### (2) リスク管理体制

当社が直面しているリスクまたは将来発生するリスクについて組織的に予防策を講じるため、リスク管理規程に基づき、定期的に各部門責任者が出席する会議体において、リスクの洗い出し、リスク対策の進捗等の確認を行い、重要なリスクについては取締役会において報告を行っております。

### (3) 取締役の職務の執行

当事業年度は13回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定および職務執行状況等について報告を行っております。また、取締役の職務執行は、取締役会規程および組織規程等に基づき、権限と責任の明確化を図り、効率的な業務執行を行っております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2022年1月1日)  
(至 2022年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	1,515,929	3,115,710	3,115,710	△2,773,693	△2,773,693
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				232	232
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	1,515,929	3,115,710	3,115,710	△2,773,460	△2,773,460
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	581,087	581,087	581,087		
当 期 純 損 失 (△)				△1,242,871	△1,242,871
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	581,087	581,087	581,087	△1,242,871	△1,242,871
当 期 末 残 高	2,097,017	3,696,798	3,696,798	△4,016,331	△4,016,331

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△292	1,857,654	35,394	1,893,049
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		232		232
会計方針の変更を反映し た 当 期 首 残 高	△292	1,857,887	35,394	1,893,282
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		1,162,175		1,162,175
当 期 純 損 失 (△)		△1,242,871		△1,242,871
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			△21,840	△21,840
当 期 変 動 額 合 計	△0	△80,695	△21,840	△102,536
当 期 末 残 高	△292	1,777,192	13,554	1,790,746

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産

原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

機械及び装置

定率法

工具、器具及び備品

定率法

なお、主な耐用年数については、次のとおりであります。

機械及び装置

8年

工具、器具及び備品

4～15年

### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

#### (1) 創薬事業

当社が開発した医薬候補品に係る知的財産をライセンスとして供与し、契約一時金、マイルストーンおよびロイヤルティ等に係る収益を認識しております。

契約一時金に係る収入は、履行義務が充足される一時点である、開発権、販売権等のライセンスを付与した時点で収益として認識しており、マイルストーンに係る収入は、マイルストーンが達成された時点

で収益として認識しております。ロイヤルティに係る収入は、契約相手先の売上発生に応じて収益を認識しております。

(2) 創薬支援事業

創薬支援事業では製薬会社や研究機関等に対して、主にタンパク質発現精製および抗体作製の受託サービスを提供しております。顧客との契約に基づいて成果物の引き渡しを履行義務として識別する場合には顧客が成果物を検収した時点、契約期間にわたり受託サービスを提供することで履行義務を充足する場合には当該サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は58,805千円増加し、売上原価は36,427千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ22,377千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は232千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」の一部の負債は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、当事業年度末において契約負債の残高はありません。

### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - (1) 担保に供している資産
 

定期預金	300,000千円
------	-----------
  - (2) 担保に係る債務
 

短期借入金	184,000千円
-------	-----------
  
2. 棚卸資産の内訳
 

原材料	70,327千円
仕掛品	1,151千円
計	71,478千円
  
3. 有形固定資産の減価償却累計額 378,488千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期首株式数 (株)	当 事 業 年 度 増加株式数 (株)	当 事 業 年 度 減少株式数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 ( 株 )
普通株式	40,781,500	7,642,000	—	48,423,500

(注) 普通株式の発行済株式数の増加7,642,000株は、新株予約権の行使による増加7,554,000株と、譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加88,000株であります。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期首株式数 (株)	当 事 業 年 度 増加株式数 (株)	当 事 業 年 度 減少株式数 (株)	当 事 業 年 度 末 株 式 数 ( 株 )
普通株式	146	1	—	147

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものです。

3. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数
 

普通株式	317,000株
------	----------

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	3,285,089千円
減価償却費超過額	128,913千円
投資有価証券評価損	80,836千円
賞与引当金	1,944千円
未払事業税	5,797千円
資産除去債務	16,617千円
その他	3,123千円
繰延税金資産小計	3,522,322千円
評価性引当額	<u>△3,522,322千円</u>
繰延税金資産合計	— 千円

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、事業計画等に照らして、必要な資金を調達しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
敷金及び保証金	112,8111	98,234	△14,576

(注) 「現金及び預金」、「売掛金」、「未収消費税等」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」および「預り金」については短期間で決済されるため時価は帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	98,234	—	98,234

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積りした敷金及び保証金の返還予定時期及び国債の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### (収益認識に関する注記)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	創薬事業 (千円)	創薬支援事業 (千円)	合計 (千円)
一時点で移転される財	－	269,027	269,027
一定の期間にわたり移転されるサービス	－	361,788	361,788
顧客との契約から生じる収益	－	630,815	630,815
外部顧客への売上高	－	630,815	630,815

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

#### 3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

##### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高が存在しないため、記載を省略しております。

##### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

### (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	36円70銭
1株当たり当期純損失(△)	△28円26銭

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。